

(令和7年度 鳥取県) 受託業務で取り扱う個人情報の管理に係る自己点検結果について (中間報告)

【報告事項1】

本件受託（指定管理）業務の遂行のために個人情報を取り扱うに当たり、鳥取県（委託元又は指定者）に対し「安全管理措置に係る報告兼届出書」を提出し、又は同書に相当する報告、届出を適正に行っている。

○参考情報「安全管理措置に係る報告兼届出書」（鳥取県庁）

URL : <https://www.pref.tottori.lg.jp/item/1383484.htm#itemid1383484>

(はい・いいえ)

【報告事項2】

本件受託（指定管理）業務の遂行のために個人情報を取り扱うに当たり、鳥取県（委託元又は指定者）から交付された「個人情報・死者情報の取扱いに係る特記仕様書」又は同書に相当する仕様書の内容について適宜に確認をしている。

○参考情報「個人情報・死者情報の取扱いに係る特記仕様書」（鳥取県庁）

URL : <https://www.pref.tottori.lg.jp/secure/1383484/tokkishiyosho.pdf>

(はい・いいえ)

【報告事項3】

講じなければならない個人情報の取扱いに係る安全管理措置に関する情報については、政府（個人情報保護委員会ウェブサイト等）において公表されているので、業務において利用する個人情報等の取扱いを行うに当たり、適宜、当該情報を参考とし、活用することとしている。

○参考情報1「事業者向け資料」（個人情報保護委員会）

URL : https://www.ppc.go.jp/kensyu_material/

○参考情報2「注意情報一覧」（個人情報保護委員会）

URL : https://www.ppc.go.jp/news/careful_information/

(はい・いいえ)

【報告事項4】

「本件受託（指定管理）業務の遂行のために管理する個人情報について、漏えい、紛失、盗難、不正アクセスその他の外部流出等の発生（そのおそれを含む。）が発覚した場合には、至急、鳥取県（委託元又は指定者）に報告しなければならない。」

このことが個人情報の保護に関する法律により義務付けられていることを承知しており、この報告の手順についても確認している。

○参考情報「個人情報・死者情報の取扱いに係る特記仕様書」（鳥取県庁）

9 事故発生時における報告（特記事項第9条関係）

URL : <https://www.pref.tottori.lg.jp/secure/1383484/tokkishiyosho.pdf>

(はい・いいえ)

【報告事項5】

本件受託（指定管理）業務の目的として、個人情報の受取り又は引渡しを鳥取県（委託元又は指定者）との間で行うときは、あらかじめ鳥取県と連絡調整の上、鳥取県が指定する方法（手交、郵送、ファイル交換システム、電子申請システム、オンラインストレージシステム等）により行うこととしている。

(はい・いいえ)

【報告事項6】

本件受託（指定管理）業務を遂行するに当たり、鳥取県（委託元又は指定者）以外の第三者に対し送付又は通信を行うときは、誤送付・誤送信を防止するため、宛先や内容についてダブルチェックを行うこととしている。

(はい・いいえ)

《本件に関する問合せ先》

鳥取県地域社会振興部県民課情報公開担当（電話0857-26-7753）